○大野市教育委員会傍聴規則

昭和29年7月1日 教委規則第2号

改正 平成8年12月25日教委規則第11号 平成25年2月26日教委規則第1号 平成27年3月26日教委規則第2号 平成29年1月19日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、教育委員会の会議の傍聴について必要な事項を定め、会議の 円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴の許可)

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴申 込書 (別記様式) に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴の禁止)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 会議の妨害になると認められる器物等を持っている者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が傍聴を不適当と認めた者

(傍聴の制限、拒否)

第4条 教育長は、傍聴人席が満席となったとき、その他必要があるときは、傍聴 を制限し、又は拒否することができる。

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 帽子、防寒着等を着用しないこと。
 - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (3) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (4) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
 - (5) 携帯電話を使用しないこと。
 - (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。 (教育長の許可を得た者を除く。)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

(退場命令等)

- 第6条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき、又は会議終了後、速やかに退場しなければならない。
- 2 教育長は、傍聴人がこの規則に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、当該傍聴人の退場を命じることができる。

附 則(省略)

別記様式(第2条関係)

番号

大野市教育委員会教育長 殿

傍聴申込書

本日開催の大野市教育委員会の会議を傍聴したいので、申し込みます。 なお、会議傍聴の際は、大野市教育委員会傍聴規則を守ります。

> 年 月 日 申込者 住所 氏名